

# 浦添市里浜保全活用促進協議会設置要綱

(平成30年4月9日 市長決裁)

(目的)

第1条 浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例第6条に基づき、里浜の保全及び活用（以下「保全等」という。）に関する関係者間の意見交換及び情報共有を図るため、浦添市里浜保全活用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 里浜の保全等の促進についての施策の策定及び推進に関すること
- (2) 里浜の保全等に関する取組の調整及び評価に関すること
- (3) 里浜の保全等に関する情報発信に関すること
- (4) 里浜の保全等に関する普及啓発に関すること
- (5) その他里浜の保全等に関する必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 里浜の保全等を積極的かつ主体的に行う地域住民及び団体の代表
- (2) 里浜の自然環境に精通し専門的知識を有する者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 関係地方公共団体の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者

2 協議会に、専門部会及びワーキンググループを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、委員の推薦等により補充することができる。この場合の任期は残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

3 会議は、会長が招集し、その議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

5 会長は、第2条の協議事項に関し必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、浦添市市民部環境保全課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月9日から施行する。